

議案第11号

逗子市国民健康保険条例の一部改正について

逗子市国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

平成29年 2月22日提出

逗子市長 平 井 竜 一

逗子市国民健康保険条例の一部を改正する条例

逗子市国民健康保険条例(昭和34年逗子市条例第13号)の一部を次のように改正する。

目次中「この市が」を「市が」に改める。

「第1章 この市が行う国民健康保険」を「第1章 市が行う国民健康保険」に改める。

第1条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「この市が」を「市が」に改める。

第7条中「この市は」を「市は」に改める。

第10条第1項中「上場株式等に係る配当所得の金額」を「上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)」に、「に該当する」を「の適用がある」に、「附則第35条の2第6項」を「附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項」に、「株式等に係る譲渡所得等の金額」を「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」に、「附則第35条の2の6第11項若しくは第15項又は第35条の3第11項」を「附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項」に改め、「附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)」の次に「、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第16条の2第1項第1号において同じ。)に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第

4 項（同法第12条第6 項及び第16条第3 項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する特例適用配当等の額」を加える。

第16条の2 第1 項第1 号中「、また」を削り、「上場株式等に係る配当所得の金額」を「上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2 の6 第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」に、「附則第35条の2 第6 項」を「附則第35条の2 第5 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3 第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2 の2 第5 項」に、「株式等に係る譲渡所得等の金額」を「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」に、「附則第35条の2 の6 第11項若しくは第15項又は第35条の3 第11項」を「附則第35条の2 の6 第15項又は第35条の3 第13項若しくは第15項」に改め、「附則第35条の4 の2 第7 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額」の次に「、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8 条第2 項に規定する特例適用利子等の額、同法第8 条第4 項に規定する特例適用配当等の額」を加える。

第23条から第25条までの規定中「この市は」を「市は」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の逗子市国民健康保険条例の規定は、平成29年度分の保険料から適用し、平成28年度分までの保険料については、なお従前の例による。

（提案理由）

地方税法（昭和25年法律第226号）及び所得税法（昭和40年法律第33号）の改正に伴い、課税の見直し、分離課税の改組及び申告分離課税の創設が行われることにより、改正の要あるため提案する。